

指宿市の健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度決算に基づき健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)の4指標と、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、公表することとなっています。指宿市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

1. 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R 6	－	12.90	20.00
R 5	－	12.93	20.00
増減	－	△ 0.03	0.00

※ 赤字でないため「－」で表示しています。

② 連結実質赤字比率

一般会計等、一般会計等以外の特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計）に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R 6	－	17.90	30.00
R 5	－	17.93	30.00
増減	－	△ 0.03	0.00

※ 赤字でないため「－」で表示しています。

③ 実質公債費比率

公債費に、特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値(特定財源及び交付税措置額を除く。)

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R 6	9.3	25	35
R 5	9.4	25	35
増減	△0.1	0	0

④ 将来負担比率

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

区分	指宿市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
R 6	16.3	350	
R 5	18.1	350	
増減	△1.8	0	

2. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率

区分	水道事業 会計	公共下水道 事業会計	温泉供給 事業会計	唐船峡そうめん 流し事業 特別会計	経営健全化 基準
	(法適用)	(法適用)	(法適用)	(法非適用)	
R 6	-	-	-	-	20.0
R 5	-	-	-	-	20.0
増減	-	-	-	-	0.0

※ 資金不足でないため「-」で表示しています

※ 事業の規模 ～ それぞれの企業会計において、通常の企業活動によって得られる収入の規模を示し、上下水道や温泉の使用料、そうめん流しの食事料等の収入が該当します。

3. 健全化判断比率の対象範囲（会計区分イメージ）

